

# 令和6年度 整備主任者研修



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

# 構内事故について

## 受検者の皆様へ

スピードメーター検査時に検査ローラーが降下する前に車両を前進させ、ヘッドライトテストに接触する事故が発生しました。



スピードメーター検査前には、次の2点を確認！！

- ・ 前輪停止位置に前輪タイヤが止まっていること
- ・ 検査ローラー（黄色）が降下していること



良い例



悪い例

検査中にアクセルを踏んで前進する場合は、**直ちに検査を中断し、検査職員へ申し出ください。**

# 構内事故について

## アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故増加中



サイドスリップテスト終了後、停止しようとした時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



サイドスリップ検査時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。

焦らず、落ち着いて  
確実な操作を！！

ペダルの  
踏み間違いに注意！！



検査コース入り口からテスト進入時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。



駐車場で、駐車しようとする際にペダルを踏み間違い、フェンスに衝突。

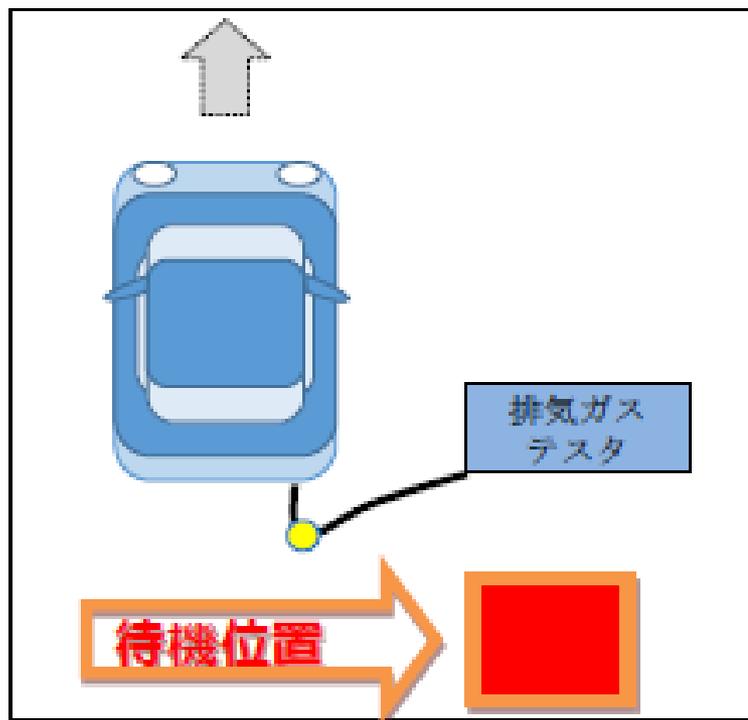
アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。（令和5年度16件）

敷地内での移動や検査コースへ入場及び検査の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

# 構内事故について

排気ガス検査の際、検査車両の後方で待機すると後続車両がペダル踏み間違い等により暴走した場合、大変危険です。

測定が完了するまで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機してください。



# 構内事故について

## 排気ガス検査時の事故事例



令和5年11月大阪主管事務所で事故発生

- ・排気ガス検査の際、検査車両の後方で待機していたところ、後方車両が暴走し人身事故となった。

# 構内事故について



# 構内事故について



# 明日は我が身かもしれません！

- 操作は落ち着いて！焦らずに！
- 再検査の時は、特に注意！
- ペダルを操作する際は、今一度確認を！
- ペダルを踏む際は、ゆっくりと！
- アクセルペダルとブレーキペダルの間隔が少ない車両は要注意！

# お知らせ

～重要なお知らせ～

令和6年5月

## 令和6年8月からすれ違い用前照灯 (ロービーム)の審査方法を変更します。

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテストによる前照灯の審査を、ロービーム照射による計測へ段階的に移行しているところです。

平成30年6月1日からは、ロービーム計測の全面施行に向けた取扱いによる基準適合性審査を実施してきましたが、開始より6年経過したこと等から、その取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では、**令和6年8月1日から原則として初回入場時はロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始**します。

### 1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車  
(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く)

### 2. ロービーム測定のみでの審査を開始

#### ①令和6年8月1日～

ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。  
(検査コース初回入場時は、ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)  
ただし**再入場時(2回まで)は、これまでの取扱いをういます。**

[参考：これまでの取扱い]

- (1) ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。
- (2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないことが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

#### ②令和8年8月1日～

対象自動車の前照灯の審査については、**全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します(予定)**。(ロービーム計測で基準不適合の場合、再入場時のハイビーム計測は行いません)



※ 裏面もご確認ください。

# お知らせ

車検時の新たな検査項目として  
**「OBD 検査」**が追加されました。



OBD 検査  
ポータルサイト



「OBD 検査」とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。



OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。



令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降の  
ニューモデルからが対象、それ以外は対象外

記載があっても以下の場合は検査不要です

- 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前  
（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
- 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日  
から起算して 10 ヶ月を経過していない。

## どんな装置を検査するの？



制動装置  
(ABS、ESC、EVSC、  
BAS、AEBS)



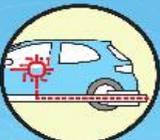
かし取装置  
(高度運転者支援ステ  
アリングシステム)



自動運行装置



車両接近通報装置  
(AVAS)



排出ガス発散防止装置

# お知らせ

平成28年12月28日

## お知らせ

### 警告灯が点灯又は点滅 している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として下記のとおり取扱いをいたします。

#### 記

平成29年2月以降、「検査時における車両状態」に該当しない受検車両については検査を行わないよう検査事務規程の改正を予定しておりますので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック ②側方エアバック ③ブレーキ ④ABS ⑤原動機



(例)



(例)



(例)



(例)



(例)

3. 原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

(表示例)

① 前方エアバック



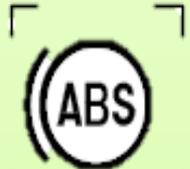
② 側方エアバック



③ ブレーキ



④ ABS

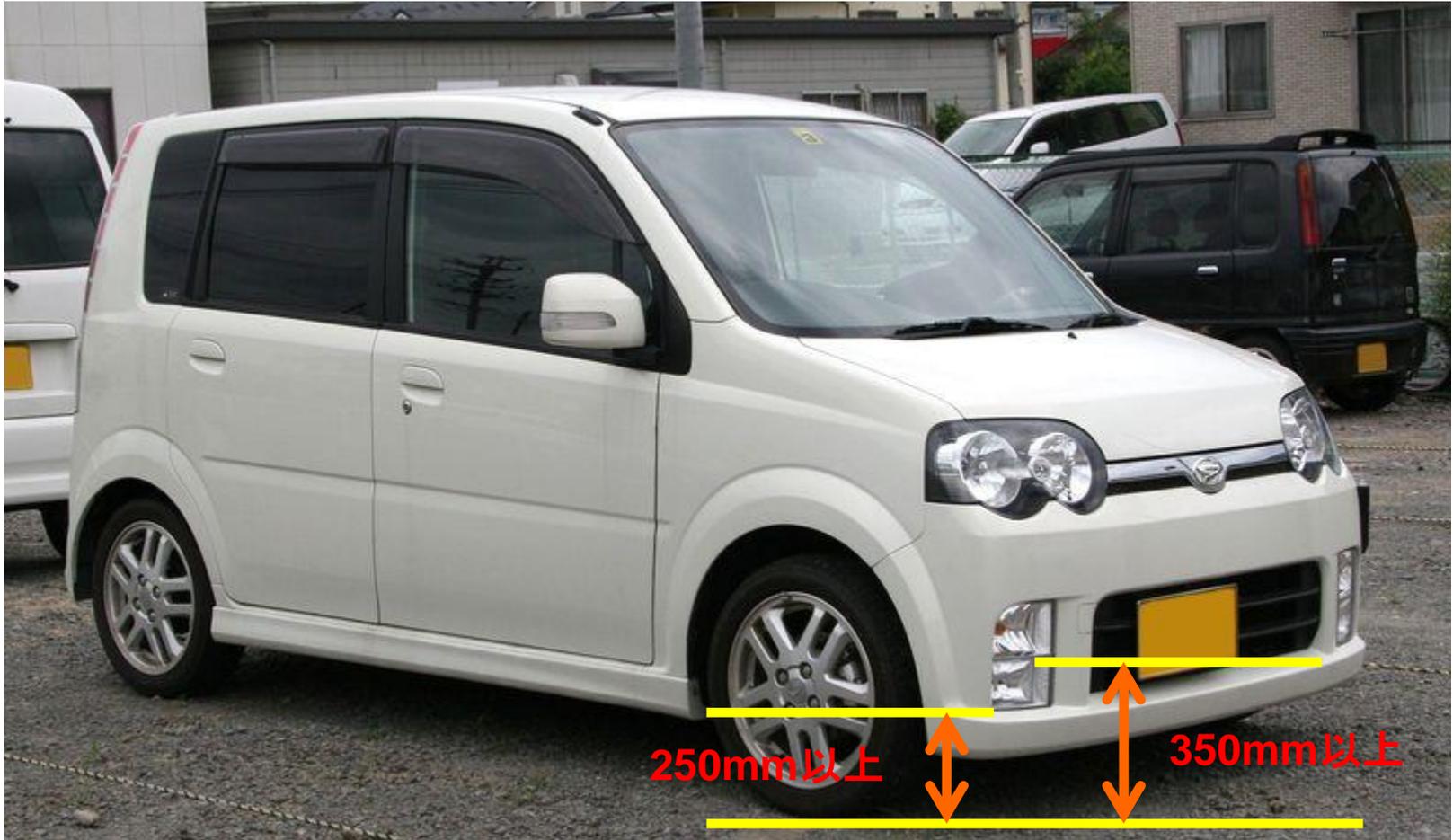


⑤ 原動機



# よくある不適合事例

平成18年以降製作車は灯火器取付高さに注意!!

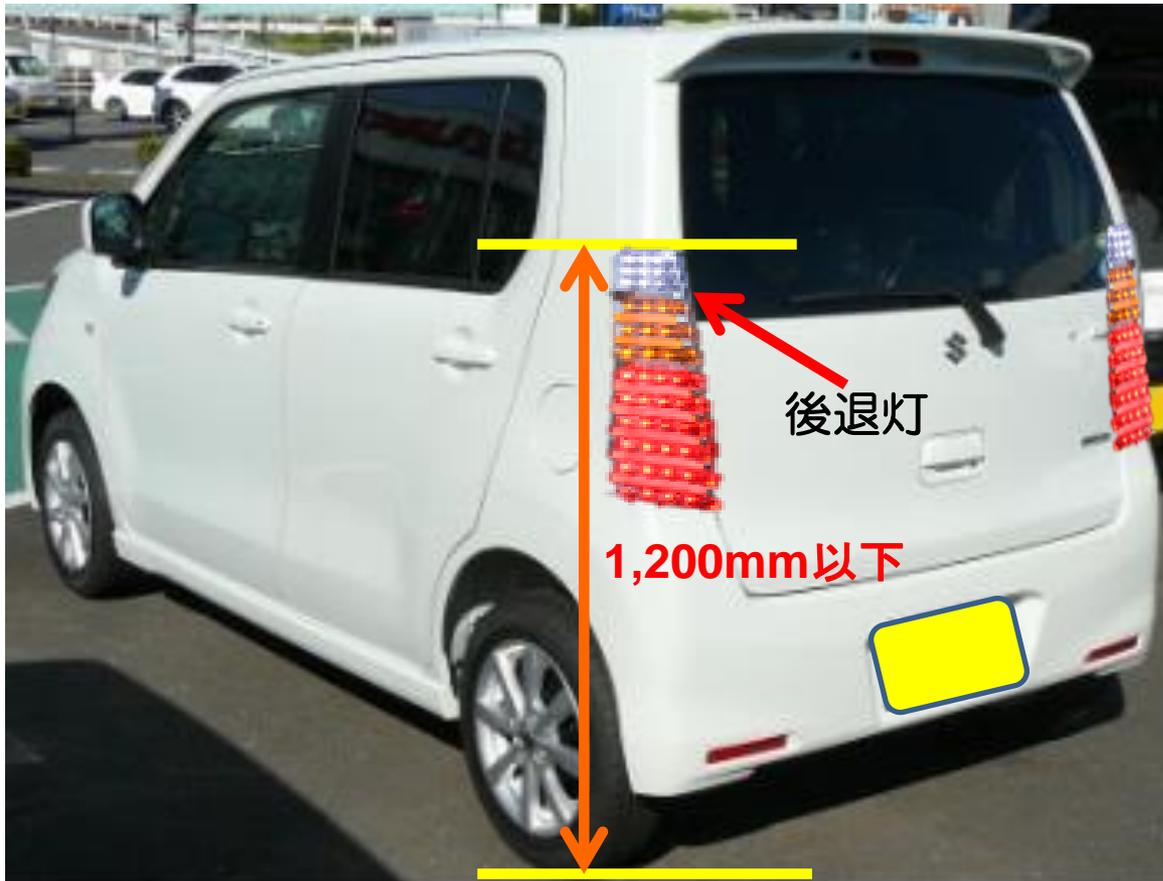


前部霧灯 下縁の高さが地上**250mm**以上

方向指示器 下縁の高さが地上**350mm**以上

# よくある不適合事例

平成23年1月1日以降製作車の後退灯は取付高さに注意!!



## 【注意】

標準車のリヤコンビネーションの上縁が高い車両について、社外品のユニットに変更し、灯火のレイアウトが変更になったことにより、後退灯上縁高さ1,200mm以下を満足できなくなる車両があります。タイヤの外形が大きくなっていたり、車高を上げている等の車両は注意してください。

# よくある不適合事例

バッテリーを針金により固定（補修）されている場合は、不適切な補修となりますのでご注意ください。  
下さい。



# よくある不適合事例

リフトアップ車、外装変更車両の直前直左



# 検査における注意点について

1. 受検中（コース内）での喫煙及び、携帯電話の使用は敷地等における秩序維持のため、受検者の禁止事項として定められています。



**禁煙**  
No smoking



**携帯電話電源OFF**  
Please power off the mobile phone

2. 車台番号、原動機型式は見やすいようにご協力お願いします。

# 検査における注意点について

3. 荷台の積載物は降ろした状態で受検をお願いします。



**適正な検査を実施するため**  
**ご協力お願いいたします**

# 検査における注意点について

4. ボンネットの開閉の際、支持棒等を掛けてください。また、エンジンの停止をお願いいたします。

**エンジン停止！**



支持棒等により  
しっかり固定



事故防止のため  
ご協力お願いいたします

# 検査における注意点について

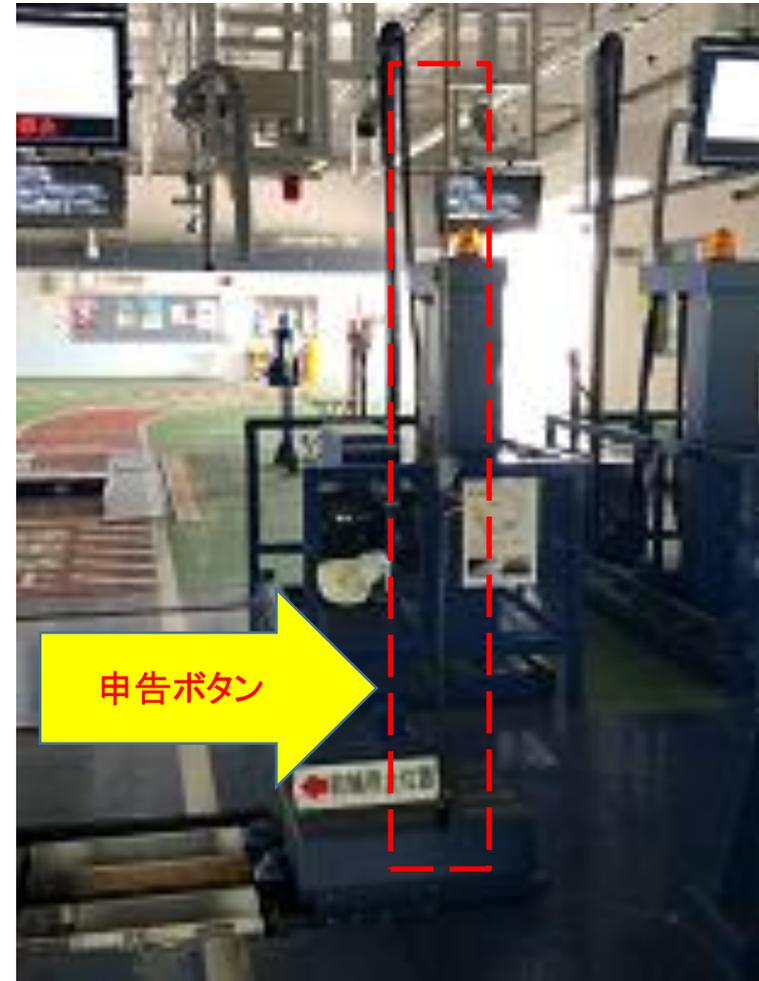
5. ヘッドライトテスターでの測定時は、車両から降りないで下さい。



測定は「検査時車両状態（運転者1名が乗車した状態）で行います」

# 検査における注意点について

## 6. オートライト車のスピードメーター検査について。



# 窓口における注意点について

令和6年4月15日より、不正な申請を未然に防止するため、住民票等に在留期間が記載されている場合は、在留期間の満了日を確認することといたしました。

## 【ご留意いただきたい事項】

- 居住されている事実の確認に時間を要する場合があります。
- 住民票等に記載された在留期間が経過している場合は、在留期間の更新を確認するため、在留カード等のご提示をお願いする場合があります。
- 在留期間が記載されていない書面を無効とするものではありません。

# 窓口における注意点について

## 軽自動車検査協会からのお知らせ

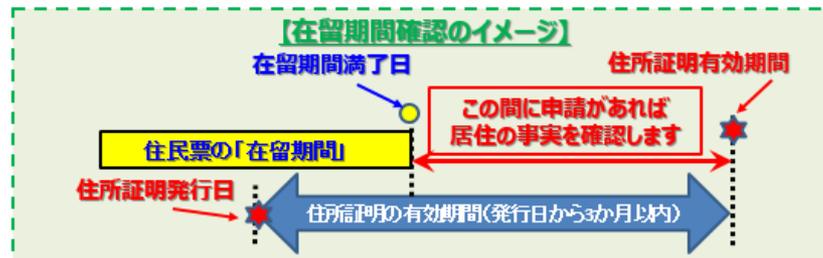
令和6年4月

### 不正な申請を未然に防止するため住民票等に記載された「在留期間」を確認します

軽自動車の名義変更や新規検査等を申請する場合は、「使用者の住所を証する書面」として新たに使用者となる方の住民票等の添付が必要となっております。

4月15日より、**不正な申請を未然に防止するため**、「使用者の住所を証する書面」としてご提出いただいた**住民票等に在留期間が記載されている場合は、在留期間の満了日を確認すること**といたしました。

なお、**在留期間が申請時において既に経過している場合は**、新たに使用者となる方が住民票等に記載された住所に**居住されている事実を確認**し、居住されていないことが判明した際には、申請書類を返却いたします。



### 【ご留意いただきたい事項】

- 居住されている事実の確認に時間を要する場合があります。
- 住民票等に記載された在留期間が経過している場合は、在留期間の更新を確認するため、在留カード等のご提示をお願いする場合があります。
- 在留期間が記載されていない書面を無効とするものではありません。

詳細については、職員にご相談ください。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご清聴

ありがとうございました



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization